



東海市 NPO と行政の協働指針  
とうかい協働ルールブック2006

東 海 市

わたしは、本ルールブックを尊重し、東海市におけるNPOと行政の協働に積極的に取り組みます。

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

お名前（自署） \_\_\_\_\_

第一部 協働の基本的な考え方

1 協働とは

(1) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体（NPO や企業、学校、行政など）が協力し、めざそうとする東海市のまちの姿を具体的に描き出していくことが求められています。

(2) 協働の定義

このルールブックでは、多様な主体のなかで、特にNPOと行政との関係性について取り上げているため、「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」と定義します。

(3) 協働の当事者

このルールブックにおける当事者は、NPOと東海市です。NPOの範囲は、東海市において活動する市民活動団体を、最大限広く捉えます。具体的には、次のとおりです。

ボランティアグループ・任意団体  
特定非営利活動法人（NPO法人格取得団体）  
地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など）

(4) 協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる形態としては、委託・補助・共催・コンソーシアム方式（共同事業体型）・実行委員会参加・後援・協力などがあります。また、NPOからの発案によるものと行政からの発案によるものと、双方の発案による事業成立が考えられます。

(5) 支援と協働の違い

NPOが成長するための議論と、NPOと行政が一緒に事業に取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

このルールブックは、団体を支援するための基本方針ではなく、より効果的にNPOと行政が協働に取り組むための基本方針であることを注意する必要があります。

2 本ルールブックの役割

(1) 目的

今後、「官から民へ」への流れの中で、まず

まず公共サービスをNPOが担う局面が増加していきます。そのなかで、公的資金にかかわるアカウントビリティ（説明責任）を果たすと同時に、NPOの長所が発揮できるような自律性を保障することは簡単なことではありません。本ルールブックはNPOと行政が協働を進めていくうえでお互いを守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現するものです。

(2) 性格

このルールは、NPOや行政が法的な責任を負うものではありません。NPOと行政が、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

(3) 活用方法

このルールは、今後、NPOと行政が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違った場合にも、原点に立ち戻ること、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

このルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「NPOと行政が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか」といったことを、考えていくものです。

(4) 検証

今後、このルールの内容に沿って、定期的に、NPOと行政の協働事業について、検証する場を設けることが求められます。

(5) 改訂

このルールブックは、NPOと行政が定期的な協議や検討による改善を加え、NPOと行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、NPO又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

第二部 協働を進めるにあたって

1 行政が心がけること

□行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める（顧客志向）

□行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める（直営業務の見直し）

□行政は、NPOへの事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与を限りなく少なくし、まとまりのある業務を委託し、NPOが創意工夫を発揮しやすいようにする（官から民へ）

□行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、バウチャー制度や市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるようなしくみを検討するように努める（官民競争）

□行政は、社会におけるNPOの役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める（NPO理解）

□行政は、それぞれの地縁団体の意思や自主性を尊重し、地縁組織に対して過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める（自主性の尊重）

□行政は、NPOが既に創出あるいは提供しているサービスや事業・行事がある場合は、極力、その活性や発展を妨げないよう連携・協議に努める（民業補充）

□行政は、公の施設の利用規制について、有償で活動する非営利団体の存在を考慮して見直すように努める（公の施設利用ルールの見直し）

□行政は、地域やNPOへの補助金が成果をあげるよう、配分方法の工夫や改善するように努める（補助金ルールの見直し）

□行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める（事務の簡素化）

□行政は、地域課題に取り組む際に、各部署同士が分野ごとに分断されぬよう、連携と協議をするように努める（縦割りの解消）

□行政は、情報を必要としている受益者（サービス利用者など）に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める（情報発信）

## 2 NPOが心がけること

- NPOは、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める（**実務的体制**）
- NPOは、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材育成に努める（**実務遂行能力の向上**）
- 地縁組織を除くNPOは、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める（**専門性**）
- NPOは、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように努める（**財源の多様化**）
- NPOは、独善的にならぬよう、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、自ら振り返る力を身につけるように努める（**自己評価**）
- NPOは、自らの理念や主張が市民全員の意見を代表し得ないことを自覚し、他者の共感をより広げていくように努める（**支持と共感**）
- 地縁組織は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める（**変化への対応**）
- 地縁組織は、自主性や自立性を育てられるような意思決定のしくみや役員体制を心がける（**自主的統治**）
- NPOは、行政独自の契約におけるルールがあることを認識し、理解を深めるように努める（**行政ルールの理解**）

## 第三部 協働を進めるための3つの原則（理念）

### 1 成果志向

- NPOと行政は、利用者や住民のニーズを十分に把握するように努める（**住民ニーズの把握**）
- NPOと行政は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する（**成果目標の設定**）
- NPOと行政は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める（**協働の目的の共有**）

- NPOと行政は、地域社会での「全体最適」として、公共サービスの質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つように努める（**全体最適**）
- NPOと行政は、お互いが持っている良さや得意な部分（人手、アイデア、事務能力、時間、お金など）を出し合って、速やかに成果が出せるように努める（**資源の持ち寄り**）

### 2 自立・相互理解

- NPOと行政は、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める（**責任意識**）
- NPOと行政は、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従なく対等に取り組むように努める（**対等の関係**）
- NPOと行政は、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるように努める（**相互理解**）
- NPOと行政は、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める（**学び合い**）
- NPOと行政は、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める（**価値の尊重**）

### 3 透明性・説明責任

- NPOと行政は、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するように努める（**責任の明確化**）
- NPOと行政は、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに配慮するように努める（**守秘義務**）
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める（**情報提供**）
- NPOは、協働事業で「公の資金」を使った場合、使途の合理性や透明性を確保するように努める（**公金使途の説明**）

## 第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

### 1 環境整備

- 行政は、NPOと協働する意義を市全体に徹底させ、課や職員によって認識に差が出ないように努める（**基本方針**）
- 行政は、適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める（**協働の相手探し**）
- NPOと行政は、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める（**協議の機会**）

### 2 企画立案

- 行政は、企画立案に際して、可能な限りお互いの協議の場をもち、NPOからの創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める（**創意工夫の誘発**）
- 行政は、協働における経費を検討する際、内部のルールや事情のみで決めたり、ボランティアに提供される資源にばかり頼ろうとすることなく、十分NPOと協議をするように努める（**適切な経費負担**）
- 行政は、NPOにおける人件費や管理コストの必要性を十分認識し、適切に契約額を積算するように努める（**人件費管理費の積算**）

### 3 実施

- NPOと行政は、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める（**事前合意**）
- NPOと行政は、お互い情報の抱え込みや勝手な期待（思い込み）による判断を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める（**ほう・れん・そう**）
- NPOと行政は、どちらかだけが主張や意見をすることなく、自分たちにしか通じない用語の使用を避け、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める（**コミュニケーション**）
- 行政は、NPOの活動スタイルなどを認識し、一律に既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める（**新しい価値創造**）

- 行政は、NPOの事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める（**知的資源の対価性**）
- 行政は、NPOから提供される知的財産（プロセスで出される工夫やアイデアを含む）の帰属について、十分話し合い、その後のNPOの創意工夫への意欲が一層促進されるように努める（**著作権や成果物の帰属**）
- NPOは、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の責任が発生していることを認識するように努める（**公金使用の自覚**）

### 4 評価

- NPOと行政は、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値（指標）など具体的な形で成果を確認するように努める（**成果達成の確認**）
- NPOと行政は、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める（**課題の確認**）
- NPOと行政は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取り組みに活かすように努める（**課題や改善点のフィードバック**）

東海市NPOと行政の協働指針  
とうかい協働ルールブック2006  
平成18年10月  
東海市 総務部 市民協働課  
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
電話 052-603-2211・0562-33-1111

